

肝がん・重度（非代償性）肝硬変

医療費を一部助成しています



条件を満たすと1医療機関あたりの1ヵ月の対象医療費が**1万円**になります。
助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた
肝がん・重度肝硬変に関する入院医療費と肝がんに関する通院医療費です。

申請対象となる方（次の条件を全て満たす方）

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された方
- 医療保険に加入している方
- 下表の年齢区分に応じた区分に該当する方

年齢区分	対象区分
70歳未満	高額療養費制度の限度額適用認定証等の所得額の適用区分エ・オ
70歳以上75歳未満	高齢受給者証の一部負担金割合が2割
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金割合が2割または1割

- 広島県に住民票のある方
- 研究に協力することに同意していただける方
- 過去12月以内に既に2月以上高額療養費の算定基準額を超えた方
※対象医療だけで計算する必要があります。

(例) 申請月が令和4年9月の場合、×の期間に2回高額療養費算定基準額を超える必要があります。

令和 月	申請月																
	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
カウント期間				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				

新規申請に関する提出書類

- 交付申請書（県庁・県保健所支所・県ホームページで手に入ります）
- 個人票・同意書（記載については指定医療機関にご相談ください。）
- 医療記録票のコピー（記載については指定医療機関にご相談ください。）
- 申請者の保険証のコピー
- 保険者照会にかかる同意書
- 申請者の限度額適用認定証のコピー※
- 申請者の住民票の写し（発行日から概ね3ヵ月以内のもの）※

※上記の2つは70歳以上で所得区分が「一般所得」の場合、これらの書類の代わりに以下の書類を提出してください。

- 保険加入者に関する申立書
- 申請者と同じ保険に加入している全員の住民票の写し（個人番号のない、発行日から概ね3ヵ月以内のもの）
- 申請者と同じ保険に加入している全員の課税証明書等（取得できる最新年度のもの）



申請の流れは裏面へ

医療費助成を受けるための流れ（新規）

1. 【指定医療機関の場合】医療記録票（様式第9-1号）を書いてもらう
【指定のない医療機関の場合】
医療記録票（様式第9-1号）を書いてもらうか、様式第9-2号を自分で書く
2. 指定医療機関で説明を受け同意書にサインし、個人票を書いてもらう
3. 必要書類をそろえて県庁薬務課か近くの県保健所（支所）に申請する（郵送・持参）
4. 認定協議会で書類が協議される（月に1回、上旬～中旬に開催）
5. 認定協議会で認定されると、参加者証が県庁から郵送される
6. 入院・通院で対象医療を受けるときは参加者証・医療記録票を提示する（有効期間＝助成対象月ではありません。）



指定医療機関って？

広島県に申請をし、指定を受けた医療機関です。
指定医療機関で受けた対象の医療だけが助成の対象です。
（薬局は全ての保険薬局での対象の医療が助成の対象です。）
どこが指定を受けているかは県庁や県保健所（支所）に問合せるか、
広島県のホームページで確認してください。

広島 肝がん・重度 指定医療機関一覧 検索



お問い合わせ・申請先一覧

名称	住所	電話番号
県庁薬務課 肝炎対策グループ	広島市中区基町10-52 本館6階	082-513-3078
西部保健所 保健課	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所広島支所 保健課	広島市中区基町10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
西部保健所呉支所 厚生保健課	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所 保健課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所 保健課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所福山支所 保健課	福山市三吉町1-1-1	084-921-1417
北部保健所 保健課	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186